

山梨県公報

第千九百九十八号

平成二十一年

十一月十九日

木 曜 日

目 次

公金の収納事務の委託	六三三
保安林の指定の解除の予定	六三三
保安林の指定施設要件の変更予定(三件)	六一三
家畜伝染病の発生(二件)	六一五
家畜等の移動を禁止する区域の指定(二件)	六一五
公 告	
開発行為に関する工事の完了について	六一六
落札者等の決定について	六一六

告 示

山梨県告示第三百四十八号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方
大阪府大阪市中央区淡路町二丁目一番一号 弁護士法人開明法律事務所
- 二 委託に係る公金
山梨県立中央病院の患者の医療費等に係る一部の未収金
- 三 委託の期間
平成二十一年十月十四日から平成二十二年三月三十一日まで

山梨県告示第三百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 解除に係る保安林の所在場所
上野原市秋山字尾廣沢七三七六の一・七三七六の六・七三七六の七・七三七六の一五・七三七六の一七・七三七六の一九・七三八六の一・七三八六の二・七三八七の一・七三八八・七三八八の二(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)、七三七六の八から七三七六の四まで、七三七六の二六・七三七六の一八・七三八六の三、七三八六の四、七三八七の二、七三八七の三
 - (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (三) 解除の理由
鉄道用地とするため
 - (一) 解除に係る保安林の所在場所
上野原市秋山字小裾辺七八三三の一・七八三七の五・七八三七の六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)(七八三三の二・七八三七の七
 - (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (三) 解除の理由
鉄道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
南アルプス市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施設要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南アルプス市(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採方法
 - (1) 主伐は択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲府市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- (三) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影田一三〇八・字下耕地三四三九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）字長原三七一の二、三七二の二、三七二の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができると認められた立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	北杜市 須玉町若神子	平成二十一年 十月二十九日

山梨県告示第三百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	二	北杜市 須玉町若神子	平成二十一年 十一月六日

山梨県告示第三百五十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市須玉町大豆生田（田屋及び覚林寺の区域に限る。）、藤田、大蔵、若神子、若神子新町、六平（二日市場の地域に限る。）、東向（東向下の地域に限る。）、小倉（中尾及び下小倉の地域に限る。）、及び境之沢、北杜市明野町下神取（浦田、神取、前町及び神明の地域に限る。）、浅尾新田（白山、踊石、長坂、古屋敷、栃沢及び陣場の地域に限る。）、浅尾（洞、西古新田及び東古新田の地域に限る。）、及び上神取（上和田、中川原、寺前、向原及び大日河原の地域に限る。）並びに北杜市高根町下黒沢（東入、大日向、女蚊窪、前田、宮渡戸、向大下、横山及び八斗蒔の地域を除く。）、蔵原（川久保、作道、新井、西入及び東久保）及び箕輪（下耕地、猫沢、大坪尻、大林窪下及び大林原）

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年十月二十九日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百五十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市明野町上神取、下神取（前町の地域に限る。）、浅尾新田（長坂及び栃沢の地域を除く。）、及び浅尾（坂南、西畑、薬師堂、坂北、洞、俵石、宮後、天神、池之

下吉良窪、竹之内及び向堤の地域に限る。)、北杜市須玉町六平(中村及び二日市場の地域に限る。)、若神子、藤田、大蔵、小倉(上小倉の地域を除く。)、及び東向(東向下の地域に限る。)、並びに北杜市高根町箕輪(大林、大坪原、下雲雀沢、大坪尻、大林窪下、大林原、下耕地及び猫沢の地域に限る。)、蔵原(前久保、東久保及び宮の前の地域を除く。)、小池(丸戸の地域に限る。)、及び下黒沢(坂上、後田、斜、穴道、馬場、以後田、向林、大窪、打越、湯沢、泥里及び向大下の地域に限る。)

二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要
指定期間 平成二十一年十一月六日から当分の間

四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病そむの病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

公 告

● 開発行為に関する工事を完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中央市極楽寺字神明二四一の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市極楽寺四百二十七番地 小野茂・夏美

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
プラネタリウム機器一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十一年十月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所
財団法人日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園二番一号
- 五 落札金額
一億八千六百六十五万八千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十一年九月七日